

第4章 活用・整備

第1節 活用・整備の基本方針

(1) 活用の基本方針

史跡の本質的価値を明確化し、その価値を分かり易く次世代へ確実に伝達するとともに、その価値を様々な活用分野で活かせるようその基本方針について、次のとおり定める。

①旧城下町の核として松江城の全体像をより深く理解できるような調査研究体制の強化と継承

旧城下町の中核的な存在として史跡松江城の活用が図れるよう、史跡地内はもとより、眼下に広がる旧城下町の歴史も一体的に捉えて広域的・総合的に調査研究を図っていく。

②史跡の普及・啓発活動の推進と情報発信

松江城をフィールドとしたイベントを開催するほか、観光資源として、地域づくりの一翼を担うものとする。史跡松江城や城下町、国宝天守に関する情報を集約し発信することで、現地見学の円滑な誘導案内と、歴史学習・学校教育に役立てる。

③地域と連携した多面的活用の推進

史跡を取り巻く自然環境や、周辺に分布する歴史・文化資源と連携し、市民や地域住民に親しまれる多面的活用を推進するとともに、整備や公開においても地元住民や民間団体、企業等との協働を図り、まちづくりの拠点としての活用を図っていく。

④誰にでもわかりやすく体感できる松江城

現存する天守や石垣、堀に加えて、地下に埋蔵されている遺構や存在した建造物等についての情報はバーチャルリアリティー、パノラマ映像などを活用するとともに、音声や文字情報も組み込み、誰にでもわかりやすく体感できる松江城を目指す。

(2) 整備の基本方針

史跡の本質的価値を確実に保存した上で次世代へ伝達し、更に、本質的価値を顕在化することで、まちづくりの核として地域に根ざした望ましい活用ができるよう整備の方針を定める。

①保存のための整備の推進

現存する指定地内の遺構に加え地下に埋蔵されている遺構・遺物については、良好な状態を維持しつつ次世代へと確実に継承するため、調査・研究を進め、松江城の価値を明らかにするとともに、必要に応じて保存のための整備を推進する。

②史跡の価値に基づく整備

慶長期に造られた国宝天守や、石垣、堀などの史跡松江城を構成する諸要素については、史跡の価値が正しく理解されるよう、発掘調査や史料調査等の学術的調査の成果を踏まえた整備を行う。

③公開活用のための施設の充実

史跡地内外における便益施設、案内・説明施設や園路等の公開・活用に関わる施設等の整備を推進する。多くの来場者に史跡の価値とその保護に対する理解と協力、共感を得ていくために、ユニバーサルデザインの施設整備、分かりやすい案内の工夫に努める。史跡に関連する情報発信は、多くの人に伝達できるよう多様な手法や媒体を用いて行う。その際、史跡としての歴史的環境に配慮し、良好な景観形成に資するよう留意する。

防災や活用を目的として整備された諸設備については、必要な機能は維持しつつ、修景や再配置を行う。

④都市構造の核として松江城の全体像を理解できるような整備

史跡地内はもとより眼下に広がる旧城下町に所在する文化遺産も一体的に捉えて広域的・総合的に保存を図り、歴史や文化に根ざしたまちづくりの中核的な存在として史跡松江城を整備する。

史跡松江城が築城時から現在に至るまで、都市構造の核であることを顕在化できるよう、国宝天守や曲輪の石垣などの重要な遺構を望む場所に眺望点を設定し、解説板等を設置して、松江城の全体像や縄張りを把握できるような整備を行う。

⑤市民の憩いの場、公園としての環境整備

史跡地内の歴史的景観にそぐわない植栽や危険木は、遺構の保護や景観、防災などの観点を含めて見直しを図るとともに、市民の憩いの場や公園として活用する地区では、必要に応じて緑陰樹や修景樹の植栽を行う。ただし、記念植樹の内、史跡の景観維持、遺構保存及び適切な活用に支障があるものは移植等の整理が必要である。なお、近世から続く植生や皇室関係の記念植樹は、遺構の保護を優先しつつ生育に適した環境になるよう維持管理を行う。

本丸の園路や亀田橋など、松江城廃城後に本多静六の設計によって整備された遺構は、松江市の近代化の歴史にかかわる遺構と捉えて、地下遺構の保存と整備に支障がない範囲内で今後も活用して整備を図っていく。

⑥歴史的環境と自然環境が一体となった景観の保全

松江城と隣接する伝統美観地区の町なみからなる歴史的な景観の保全を図るとともに、それらの景観が、市街地における広大な水辺・緑地の空間となり、地域住民にとって文化的な潤いのある空間となるよう文化財と都市計画等が一体となった良好な環境形成を行う。

樹林や水辺として良好な環境が維持されている北之丸地区、城山稻荷神社地区、内堀地区は、鳥類や魚類など多様な生物の生息地でもあることから、自然環境の保護にも努める。

第2節 活用・整備の方法と進め方

(1) 活用の方法と進め方

①旧城下町の核として松江城の全体像をより深く理解できるような調査研究体制の強化と継承

市の行政機関等(史料編纂課、松江歴史館、埋蔵文化財調査室、松江城調査研究室※平成28(2016)年度時点)の体制を維持強化し、大学・研究機関との連携を更に発展的に継続することによって、史跡松江城だけでなく、旧城下町の歴史も一体的に捉えて広域的・総合的な調査研究を進めていく。そのためには、今後も資料等の発掘に努めると共に、得られた資料や研究成果は随時発信し、調査研究がより深化していくように努める。

②史跡の普及・啓発活動の推進と情報発信

松江城をフィールドとして開催される松平治郷(不昧)とゆかりの深い松江城大茶会や「ツバキのふるさと」ともいわれ松江市の花でもある椿まつりなどのイベントを今後も継続する。また、城郭史跡に主眼を置いた「石垣刻印見学ツアー」や「松江城の井戸発見ツアー」などの開催を検討する。これらの情報を、積極的に発信することで史跡松江城への関心と理解につながるように努める。

更に、史跡松江城や旧城下町の調査研究によって得られた様々な成果や整備などの情報をインターネット等を活用して継続的に発信するなど、常に新鮮な情報を提供することで見学者の増加へとつなげていく。なお、これらの調査研究成果は、生涯学習や学校教育の分野で役立てていく。

③地域と連携した多面的活用の推進

行政や観光協会、NPO法人などの団体に加えて、地域住民や学校などと協働して史跡を活用したり、市民が外へ向けて情報を発信できるしくみを検討する。

史跡地内の除草やゴミ拾いなどの日常管理の一部を体験したり、条件の整ったところでは発掘体験を実施するなど、史跡を見るだけでなく整備や管理に係わることのできる機会を設ける。

④誰にでもわかりやすく体感できる松江城

実際の建造物復元については発掘や史料の調査研究などに多くの時間を要することから、スマートフォンやタブレット端末などを利用して往時の松江城の映像を現地で見ることにより空間体験できるようにする。

発掘調査で検出された遺構についても同様に、埋戻しや整備後でも可視化できるよう、情報通信技術を活用した臨場感のある遺構の表示を検討する。

(2) 整備の方法と進め方

①保存のための整備の推進

史跡地内の石垣調査を実施し、き損している石垣や土塁などは、危険度や緊急性に応じて修理の優先順位を設定する。必要に応じ周辺も含めて積極的に学術調査を実施して、成果に基づき順次保存・整備事業を行う。

倒木や落枝で天守や石垣、地下遺構に影響がある樹木、石垣のゆるみや孕みを誘発すると考えられる樹木等は伐採を行い、遺構保存に努める。

史跡地内での建築物や工作物の設置にあたっては、事前に発掘調査により遺構の把握を行い、適切な保護措置を施す。

遺構への影響が危惧される管理施設や防火水槽の目隠しとして植栽されている樹木は伐採して、板塀等への変更を検討する。

今後の記念植樹や記念樹の取り扱いについては、本丸・二之丸・二之丸下ノ段・中曲輪・腰曲輪などの主要な城郭施設や地下遺構が所在する地区や、北之丸のように近世から続く植生が多く現存する地区では、原則受け付けられないものとする。通称「椿谷」といわれる後曲輪・外曲輪地区や市道城山線から北側の城山稲荷神社地区については、近世から続く植生を阻害しないという条件、及び周辺植生に悪影響を与えない樹種であるという条件であれば受け入れを検討することとする。

②史跡の価値に基づく整備

天守や石垣の視認を阻害している高木は、設定した視点場からの眺望確保のために、伐採や枝払いなどを行う。

遺構上に建てられている管理便益施設等の更新の際には、史料や発掘調査成果等を用いて歴史的な再検証を行い、確実な遺構保存を図ったうえで、可能であれば史実に基づく復元等の適切な建築表現に改める。

発掘調査で検出されている建造物の遺構については、資料調査を継続して復元の検討を行い、復元が可能と判断されたものについては復元を目指す。

③公開活用のための施設の充実

説明施設や案内誘導表示、水飲み・ベンチ等の簡易的な休憩施設、その他の公園管理上必要な施設（柵・照明・排水路等）は、遺構の整備の進捗に応じ、更新や新設を行う。これらの施設は、規模や数が過度にならないよう必要最小限に止めるものとし、かつ史跡の理解を妨げるものがないよう位置やデザインを十分検討したうえで配置する。特に、照明設備は、「光のマスタープラン」（資料編に掲載）に則って史跡内全体が史跡景観に相応しい設備になるよう計画的に新設や更新を図る。

遺構の復元や整備の進捗に応じて新たに園路を整備する際は、景観に配慮した色調や素材を選定し、車両通行の有無や勾配などに応じて、安定した舗装を施す。

管理や便益等の施設は、今後の復元等整備と整合を図りつつ、塗装や目隠しなどの修景を行う。また、施設老朽化に伴う更新については、規模や配置等について再検討を行い、計画的に建設や撤去を行う。

なお、排水路については、城山公園内の全体区域の、排水施設・排水状態の現況調査を行ない、雨水排水区域やその排水系統を把握する。集中豪雨等により頻繁に排水が溢れ出す排水系統につ

いては、現況の排水断面・排水能力を調査・把握し、既存の排水施設の部分改修や既存施設を補完するバイパス排水工の整備などを検討する。その場合、史跡区域内における史跡等への影響、掘削深、景観、皇室関係の記念樹等にも配慮した整備を計画するものとする。

④都市構造の核として松江城の全体像を理解できるような整備

松江城周辺の内堀添いや城下町などの天守を望む場所を視点場として設定し、説明板やベンチなどの休憩施設を配置したポケットパークとして整備する。

松江城が近世から続く都市構造の核であることがわかるように、天守をはじめとした史跡地内から近景としての曲輪・縄張、中景としての城下町や市街地、さらに遠景としての宍道湖などを眺望する視点場を複数整備し、それらの景色に関する説明板を整備する。

松江城の内堀は水の都松江における貴重な水辺空間で、堀川遊覧船は水に親しむことに加え城の規模や石垣の大きさを体感できる動く視点場としても活用を図る。

⑤市民の憩いの場、公園としての環境整備

史跡松江城には、市民の憩いの場、公園として機能もあるが、排水能力不足や茂りすぎた樹木の影響で、じめじめしてその機能が十分に果たせない地区もある。そのため排水設備の見直しや、樹木の間伐や枝払い・剪定等によって利活用しやすい状態に整備する必要がある。

また、保存を図るべき樹木の生育が不良な場合には、必要に応じ樹勢回復を図り、虫菌害の防除、倒木等の防止につなげる必要がある。

⑥歴史的環境と自然環境が一体となった景観の保全

史跡地内には市街地の中心でありながら、江戸時代から継承する多様な樹木が生育して樹林や、植栽地を形成しているが、明治期以降、ランダムな植栽や記念植樹の受け入れによって、近世からの植生と誤解を与えているものもある。これらの植生の内、植生環境に悪影響を及ぼす侵略的外来種(ハリエンジュ)は、早い時期の整備が求められる。また、過去の記念植樹のうち、その植樹場所が適切ではないため、史跡景観に誤解を与えているヒトツバタゴは、今後、移植も検討し補植などの更新は行わないこととする。馬洗池は水の浄化と汀線の洗掘防止などにより保全を図り、内堀とともに史跡地内の親水空間として活用する。

内堀に沿って植栽されている樹木のうちマツについては、江戸時代の絵図にも描かれ、江戸時代には木植方によって適切な管理がなされた樹木で、現在でも松江城と塩見縄手の伝統美観地区の一体的景観を形成している重要な要素である。しかし、近年、風水害の影響により突然倒木し、石垣等を破壊するなど、状況によっては堀川遊覧船など人的被害が発生する危険もあるため、適切に維持管理を行うとともに、補植が必要な場合は石垣に影響を及ぼさない範囲で行う。また、その他の樹木については、それぞれの地区ごとの方針に基づいて管理や整備を行う。

(3) 地区ごとの活用・整備

史跡全体の活用・整備については(1)活用の方法と進め方、(2)整備の方法と進め方に示した通りであるが、立地環境や遺構の状況、公開・活用方法などについては地区により異なることから、地区ごとの活用・整備の詳細については下記に示す。

①本丸地区

○活用方針

松江城の全体像をより深く理解できるよう調査研究を進め、その成果を天守などで公開していく。また、その成果は誰にでも分かり易く体感できるように工夫する。

天守を中心とするこの地区は、松江城のシンボリックな地区なので、公開するだけでなく歴史・文化的なイベントの開催や日常の管理体験を実施するなど市民、NPO等と一体化した幅広い活用を図っていく。

○活用の方法と進め方

- ・調査研究で得られた成果は、天守内にパネル等で展示したり、本丸内の解説板を最新の情報に更新するなど活用を図っていく。天守内の展示は、基本的に天守の構造や松江城と城下町に関わるものに限定して整理を図っていく。
- ・天守を中心に開催された囲碁の大会や小泉八雲に関するイベント、天狗の間での初日の出イベント等、天守を様々な視点で体感できるようイベントを工夫しながら活用を図っていく。
- ・史跡松江城や国宝天守に愛着を持ち、より良い状態で次世代に継承できるよう、除草や年末のすす払い等の日常管理が体験できるよう市民、NPO等とも連携を図っていく。

○整備方針

本丸は、保存管理の基本方針にも示した通り、国宝天守の保存活用を目的とした建造物の維持管理及び防災等設備等の更新に加え、本丸に所在する石垣等の遺構保存を第一義として、城郭としての歴史的風致や市民の憩いの空間として整備する。

○整備の方法と進め方

- ・管理防災施設として建てられた一ノ門、多聞は、史料や発掘調査の結果を基にして歴史的な再検証を行い、専門家の指導や文化庁協議等を踏まえて、史実に基づく復元等をめざす。
- ・復元を行う歴史的建造物等については、照明等の諸設備を整え、建造物としての内部公開に加えて、史跡等に係わる展示空間や管理施設としても活用を図る。
- ・防災設備については、国宝天守を守るための設備の補強を図っていく。内容として、天守最上階のスプリンクラーの増設や屋内消火栓の更新、屋外放水銃の自動化、防犯カメラの設置等を検討していく。
- ・平成23(2011)年～平成25(2013)年に実施した耐震基礎診断に基づく耐震補強案を検討し、専門家の意見を徴しながら早い段階で耐震補強を行う。
- ・本丸の庭園は本多静六の設計によるものは継承するが、環境変化や歴史的建造物の復元等に伴う動線の変化等に応じて、必要に応じて検討の上で改修等を行う。
- ・後世に園路脇に植えられ、動線を阻害しているイヌツゲは撤去し芝庭として整備する。サクラは、ソメイヨシノが多く、密植のためナラタケモドキ菌に感染し樹勢が衰えている。地下遺構保

護の観点からも、適切な間隔による再配置を計画的に進める。その際は、盛土による遺構と樹根保護措置を施し、サクラの種類についても再検討する。

- ・本丸に設置されている工作物のうち、景観を阻害している野外照明付鉄塔や貯水槽、管理用のプレバブ建物等については、その位置でなければ用をなさないものに限って機能を残すこととするが、配置や形状・規模については再検討を行う。
- ・ライトアップ照明の内、鉄塔に設置されたものは地面に設置するものに変更する。
- ・石垣縁辺に設置されている転落防止の木柵やロープ柵、石垣天端付近に付設されている有刺鉄線、丸太土止め等については、安全性の維持の点から定期的な点検を行い、老朽化が進行した場合には、素材や形状を再検討し、城内で統一したデザインのものを整備する。

②二之丸地区

○活用方針

東側は、櫓復元や遺構平面表示など調査等の成果を活かして史跡整備を実施した空間であり、西側は、近代に建築された興雲閣と移築された松江神社が所在する空間になっており、松江城の歴史の重層性を顕著に示す場所である。

したがって、活用の方針は、東側と西側では自ずと異なり、東側は、復元した歴史的建造物や遺構平面表示を、学習素材的に生かした活用が望ましく、西側の、松江神社については、藩主家とその歴史に関わる神社としての敬意と信仰の対象として活用すること、興雲閣については、建物の外部の意匠や内部の広さを活かした様々なイベント、或は休憩施設として活用することが求められる。

○活用の方法と進め方

- ・東側の南櫓・中櫓・太鼓櫓は、復元櫓として城郭の構成を学習できる建築遺構として活用を図っていく。また、屋根と壁に囲まれた空間なので、休憩施設としても活かしていく。
- ・御殿跡の遺構平面表示についても藩主の居所の規模の一部を知る資料として、活用を継続する。
- ・現在、公衆トイレとして活用されている建物は、「松江城縄張図」のとおり発掘調査の成果によって御番所遺構が検出され、その成果を活かして公衆トイレが整備されたものであり、本丸にも、公衆トイレが無い場合そのまま活用していく。
- ・西側の松江神社は、樂山神社と東照宮の遺構を移築した松江藩主家の信仰を象徴した神社であり、それに則した活用が求められる。また、歴史的にも古いため、今後の調査が必要であり、成果によっては文化財指定を検討するなど保存を図る。
- ・興雲閣は、広い空間を利用してコンサートの会場等、文化・芸術的な活用が図られるほか、通常は、建物見学や休憩施設としても活用が図られており、これらの活用を継続するとともに、更に、魅力ある活用によって、建物を活かす必要がある。

○整備方針

二之丸は、近世松江城の縄張りと、近代になって造られた興雲閣や松江神社などが存在する歴史の重層性を顕著に表す場として整備する。興雲閣の改修工事が完了し、地区内の諸要素についてはおおむね整備が完了した状態にあるが、新たな課題として豪雨時の排水問題と園路照明があり、今後、排水設備については、史跡全体で処理能力と現状を調査した上で、総合的・計画的に整備を実施する必要がある。照明設備については、「光のマスタープラン」（資料編に掲載）に則って史跡景観に

適応するよう総合的・計画的に配置する。ただし、設置に際しては、遺構の保護が優先される。

興雲閣前の皇室関係の記念植樹は、樹勢が維持できるような適切な管理が必要である。また、西南の役戦死者慰霊碑は、松江城とは無関係のため適切な場所への移設を検討する。松江神社北のクロガネモチ^註並木は、枯死したため国の指定を解除されたクロガネモチの巨木の附指定であり松江城とかかわりの深い樹木のため指定等の保存の措置が必要である。

註：昭和9(1934)年に指定。枯死により昭和46(1971)年指定解除

○整備の方法と進め方

- ・「松江城縄張図」にも見え、地下遺構として残っていると思われる二ノ門跡や定番所跡、北の多聞、御局長屋等の遺構については、今後も史料調査や写真資料の収集を行い、成果が得られた場合には、復元計画を立てた上で、それに基づいて整備を行う。
- ・この地区には、管理用道路を活用して障がい者の散策のための車両が駐車したり、興雲閣イベント時の準備車両、松江神社の例祭時の関係車両が臨時的に駐車する必要があるため、事故が起きないように駐車許可スペースの設定を検討するなど安全対策を講じる必要がある。
- ・排水路については、二之丸地区の南口門跡管理門から石段を下り内堀へ放流している排水系統では、集中豪雨時には階段路面を流下したり、石垣からの排水出口での跳水などが既に確認されている（写真4-1は、石垣からの排水出口）。この排水区間では、既存水路のかさ上げや、二之丸の流末にある既存排水枒からの分水（バイパス）排水工を検討する。排水工の計画・設計は、国土交通省が監修し一般社団法人日本公園緑地協会が出版する「都市公園技術標準解説書」を標準とする。
- ・照明設備については、興雲閣でのイベントが夜に開催されることもあり、以前から活用面での必要性が指摘されていた。ただし、設置に際しては遺構保護と史跡景観への適応が前提であり、「光のマスタープラン」に沿って総合的・計画的に検討しなければならない。
- ・松江神社北のクロガネモチ並木については、江戸時代の植生を知る資料でもあり、附指定であった経緯も踏まえ、市の指定も検討するなど大切に保存する必要がある。なお、保存にあたっては、専門家の意見によって剪定や枝払い、病虫害の駆除等、必要な措置を図る必要がある。
- ・皇室関係の記念植樹についても、保存にあたっては、同様に専門家の意見によって適切な措置が必要である。
- ・西南の役戦死者慰霊碑は、犠牲になった方々の慰霊の場として、二之丸下ノ段の警察官鎮魂碑とともに関係機関と十分協議した上で、護国神社などへの移設を検討する必要がある。



写真 4-1 二之丸南櫓下の石垣からの排水出口

③二之丸下ノ段地区

○活用方針

二之丸下ノ段地区は、米蔵や寺社修理方、御破損方、御小人長屋、荻田屋敷などの地下遺構が

あり、そのうち寺社修理方・御破損方については、発掘調査の成果を活かして復元風に建物を建て、休憩施設やガイダンス施設、一部公衆トイレとして活用を図っている。米蔵については、遺構平面表示を行い、排水路は、検出された遺構を改修してそのまま活用している。それ以外は、復元等はなされておらず、広く開放的な空間を形成している。現在も松江城のメイン入口に当たり、休憩や便益施設も整った活用の利便性が高い地区である。今後は、市民や観光客がスムーズに散策できるだけでなく、様々な文化イベントが開催できるような環境と空間形成が必要である。

○活用の方法と進め方

- ・ここでは、広場空間を利用した様々なイベントやレクリエーションが可能であり、定期的なイベント開催のため多くの団体の発掘や育成、それらの団体の行政との連携・協力が必要である。開催するイベントの内容については、史跡の価値を阻害しないものに限定されることは言うまでもない。
- ・このような活用の方法は、今後の遺構の復元状況によって左右されるが、本来、史跡の価値の向上を目指していく上では、資料等が整った段階での遺構の復元は、優先的に進められるべき将来像である。

○整備方針

大手門跡は城の正面入り口として非常に重要な位置に当たり、今後も史料調査や古写真の収集を継続し、十分な成果が得られた段階で復元等の可能性について検討を行い、史実に基づく復元等を行う。その他の遺構の復元についても同様に進めていく。

今後、地下遺構への影響が懸念される広範囲に植樹された松は、早い時期に移植等を実施する。また、史跡景観上、及び松江城の植生上課題になっているヒトツバタゴについては、適切な場所に移植等を検討する。

内堀の石垣沿いに、近世から続く植生として数本のクロマツがあり、保護する必要がある。ただし、石垣などの遺構の保護が優先であり、共存のための管理の強化が求められる。

適切な利活用を図ることを目的として、排水設備や照明設備の総合的・計画的な配置が必要である。その場合は、地下遺構の保護が優先されることは言うまでもない。

○整備の方法と進め方

- ・米蔵跡は城内にあった建物の中でも規模が大きく、復元を行った場合には様々な活用が期待できる。その他の遺構についても、復元によって様々な活用が可能なので、大手門同様に史料調査を継続し、史跡松江城内の建築物の規模や施設の種類・配置が体感できるように整備し、建物に適応した適切な活用を検討する。
- ・雨水により表層が洗掘されている茶店付近の舗装をはじめ老朽化した園路舗装の打ち換えに際しては、管理車両等の通行やイベント時の利用等も考慮して、安定性が高くかつ景観に適した材料を用いて整備する。
- ・園路だけでなく広場全体の芝地を散策し、イベントでも活用しやすいように発掘調査の成果を活かして排水機能の強化を検討する。
- ・内堀沿いの近世から生育している数本のクロマツは、石垣などの遺構に悪影響を与えないように、管理の強化を図って保護していく。
- ・排水問題の解決にあたっては、二之丸の排水問題もあり、史跡内の排水状況等の調査を実施した上で、総合的・計画的に設置していく。

- ・照明設備については、地下遺構の保護を優先しつつ総合的・計画的な配置を検討していく。
- ・米蔵跡一带に記念植樹されているマツは公園の修景要素となっているが、遺構の保護に悪影響が予測されることや、成長に伴い景観的に支障となることが想定されるので、早い時期に移植等の措置が必要である。
- ・史跡景観上、及び松江城の植生上課題になっているヒトツバタゴについては、椿谷など適切な場所に移植等を検討し、この地区では枯死しても補植しない。

④中曲輪・腰曲輪地区

○活用方針

中曲輪・腰曲輪は、多くの石垣で囲まれた地区で、埋門跡や水ノ手御門跡、ギリギリ御門跡などの遺構が表示され、史跡松江城の中で最も身近に石垣を観察できる地区であり、そのことを利用した活用が必要である。各地下遺構については、条件が整えば復元を検討する。また、表示されている遺構は、史跡松江城を理解した上で、重要な要素として活用を図る必要がある。昭和になって設置された管理用道路は、石垣を埋めて設置されているため、そのことが分かるように表示の工夫を図る必要がある。

○活用の方法と進め方

- ・この地区では、石垣を観察できる「石垣刻印見学ツアー」などの石垣の規模や構造、工夫を体感できるようなイベントによって松江城に対する理解と関心を深める活用が必要である。
- ・各地下遺構については、条件が整えば復元を検討して活用を図る。
- ・遺構表示されている城郭遺構は、史跡松江城の理解上重要な要素なので、説明板などを設置して活用を図る
- ・この地区には、市道城山線を起点として、馬洗池から二之丸に至る園路を兼ねた管理用道路もあり、この園路は、二之丸や本丸を見学したり、松江歴史館や武家屋敷方面へ誘導する連絡路の役割も果たしている。ただし、この園路は、昭和12(1937)年に天守と興雲閣を火災から守るための消防用自動車通路として設置したもので、石垣を埋めて設置されていることから、今後の整備によって、それらの石垣が破壊されることが無いように、説明板等に埋められていることを表示するなど、なんらかの周知策を行う必要がある。

○整備方針

管理用道路は、二之丸や本丸に至り、松江歴史館や武家屋敷方面に誘導する連絡路の役割と防災用道路の役割もあるため、それらが果たせるよう整備する必要があるが、その場合、地下遺構の保存を前提とした上で、史跡景観に十分配慮した整備を行う。また、史跡松江城内の園路全体との調和も必要なため、総合的・計画的な整備の実施が必要となる。

照明設備については、城内の殆どの箇所が地下埋設配線となっているが、この管理用道路沿線と興雲閣前まで、木製電柱と裸電球による照明で、線の数も多く史跡景観上、問題があるため全体の照明設備の更新計画に位置付け、史跡景観の向上が図れるよう整備する必要がある。

○整備の方法と進め方

- ・中曲輪・腰曲輪地区では、城郭としての歴史的風致向上のために、埋門や水ノ手御門、ギリギリ御門について今後も史料調査等を進め、学術的成果を基にした復元を行うことにより、虎口形

態の更なる具現化を目指していく。

- ・馬洗池は周辺樹木の間伐や剪定などにより視覚的にも空間的にも水ノ手御門の虎口と一体となるように整備する。これに伴い、水質向上のために必要な措置や見学者の安全のための防護柵等の設置を検討する。
- ・馬洗池東側の管理用駐車場や管理倉庫は、北の惣門があった北惣門橋から、一部視認できる状況のときがあり、史跡景観に悪影響を与えているため、目立たない他の場所に移動することを検討する。
- ・目隠し柵や注意看板等の管理修景施設については、史跡全体でデザインや素材等について指針を作成し、これに基づいて段階的に整備・更新を図る。
- ・管理用道路については、観光客の見学路と管理用車両の通行路、防災用道路の三つの役割があるため、安全対策には十分配慮する必要がある。そのためには、この道路を通行する車両は、許可や届出、登録制にし、スピードも制限するなど一般車両が侵入できないような管理が必要である。
- ・管理用道路は、用途上、劣化や毀損も多いため日常管理によって、状態を把握し、必要に応じて修復に努める必要がある。なお、大規模修復に際しては、地下に石垣や遺構が存在することや、史跡景観との調和が前提であるため、史跡内の園路との調和を図った総合的・計画的な整備が必要である。

⑤後曲輪・外曲輪地区

○活用方針

後曲輪・外曲輪地区の一部北側には、絵図に用屋敷とあり、松江城の警護等に当たる足輕の屋敷があったと考えられるが、それ以外の広い場所には、殆どの絵図に何も描かれていないため、城郭の主要な建物は無かったと考えられている。ただし、この地区は椿谷と呼ばれ、それは代々の藩主が参勤交代の折に江戸や京都の椿を持ち帰り、ここに植えたからだと言われ、そのことを裏付けるように、城内の植生の中で最も数が多いヤブツバキの約半数がここで生育している。

この地区は、そのような状況から、近代以降には屋外バレーボール場や相撲場、遊園地として利用され、その後、公園としての修景植栽や四阿などが整備され現在の姿に至っている。

今後も、地下遺構も少ないと考えられるため史跡整備空間としての活用より、公園的な活用が相応しく、市民の憩いの空間として散策等に活用できるように維持する必要がある。ただし、掘削等を伴う整備を行う場合は、地下遺構の調査が必要なことは言うまでもない。

○活用の方法と進め方

- ・今後も、公園的な活用を継続し、市民の憩いの空間として散策等に利用できるように維持管理を実施する。
- ・椿谷と呼ばれてきた植生の特徴を保護・継承する必要がある。
- ・公園植栽として植えられたハリエンジュ(ニセアカシア)は、周辺植生に悪影響が懸念されるため早い時期の排除が必要である。
- ・東側の斜面には、近世から続く植生が存在するので、保護の措置とそれを明示して植生の学習に活かす必要がある。

○整備方針

市民の憩いの空間として散策等に利用できるような施設の充実に努める。椿谷と呼ばれてきた経緯を尊重し、植栽や補植によって植生の保護・継承を図る。公園植栽として植えられたハリエンジュ(ニセアカシア)は、周辺植生に悪影響が懸念されるため早い時期に伐採・除根を行う。東側の斜面には、近世から続く植生が存在するので、密植する自生木を伐採、枝払い、剪定するなど適切な保護の措置を図る。ただし、掘削等を伴う整備を行う場合は、地下遺構の調査を実施しなければならない。

○整備の方法と進め方

- ・市民の憩いの空間として散策等に利用できるような施設の充実に努める。
- ・椿谷と呼ばれてきた経緯を尊重し、植栽や補植によって植生の保護・継承を図る。
- ・公園植栽として植えられたハリエンジュ(ニセアカシア)は、周辺植生に悪影響が懸念されるため早い時期に伐採・除根を行う。
- ・東側の斜面には、近世から続く植生が存在するので、密植する自生木を伐採、枝払い、剪定するなど適切な保護の措置を図る。また、近世から続く樹木であることを明示する必要がある。
- ・指定管理者の管理事務所や関係車両の保管場所もあるため、公園及び史跡維持管理の拠点としての機能を継続しつつも、ここには、用屋敷と記された絵図もあるため、掘削を伴う整備を行う場合は、発掘調査を実施し、その成果によっては城郭としての整備を検討する。
- ・管理用駐車場や管理事務所、倉庫などの施設の目隠しについては、史跡全体でデザインや素材等について総合的・計画的に整備・更新を図る。

⑥北之丸地区

○活用方針

松江護国神社としての維持・継承を図る。斜面には、近世から続く植生が所在するため保護・保存を図る必要がある。

北之丸地区は御殿等が配置された場所であり、絵図にも瓦塀や門、櫓が描かれているが、これまでに行われた発掘調査では絵図に描かれた建造物等は判明していない。近代になってテニスコートが設置され、その後に、テニスコートが撤去され松江護国神社が建立されたとき、かなり削平されたという記録が残っているが、社務所の建設工事前に、発掘調査を実施した結果、遺構や遺物が検出された。したがって、将来的に城郭としての整備が可能となった場合には、発掘調査の成果を踏まえて、歴史的建造物の復元や遺構平面表示などの整備を検討する必要がある。

○活用の方法と進め方

- ・松江護国神社としての維持・継承を図る。
- ・斜面には、近世から続く植生が所在するため保護・保存を図り、それを明示して植生の学習に活かす必要がある。
- ・社殿等の改築や増築、新築に際して、掘削等を伴う場合は、発掘調査を実施して地下遺構の確認を実施する必要がある。
- ・城郭としての整備が可能となった場合には、発掘調査の成果を踏まえて、歴史的建造物の復元や遺構平面表示などの整備を検討する必要がある。

○整備方針

松江護国神社としての維持・継承を図る。斜面には、近世から続く植生が所在するため保護・保存を図り、それを明示して植生の学習に活かす必要がある。

社殿等の改築や増築、新築に際して、掘削等が伴う場合は、発掘調査を実施して地下遺構の確認を実施する必要がある。また、城郭としての整備が可能となった場合には、発掘調査の成果を踏まえて、歴史的建造物の復元や遺構平面表示などの整備を検討する必要がある。

○整備の方法と進め方

- ・近世から続く植生は、周辺に密植する自生木等を間伐、枝払い、剪定し保護・保存を図る。
- ・社殿等の改築や増築、新築に伴う発掘調査で、地下遺構が確認された場合は地下遺構を適切に保存する。
- ・二之丸の西南の役戦死者慰霊碑、二之丸下ノ段の警察官鎮魂碑は、日本のために犠牲になった人を祀った石碑であるので、関係機関と協議の上、護国神社への移設を検討する。
- ・城郭としての整備が可能となった場合には、発掘調査の成果を踏まえて、歴史的建造物の復元や遺構平面表示などの整備を検討する。
- ・遺構の整備の実施に際しては、松江城における北之丸地区の役割や調査で検出された遺構等を解説した説明板の設置や休憩施設の配置等の環境整備も進める必要がある。

⑦城山稻荷神社地区

○活用方針

城山稻荷神社は、未指定地であるが、松平直政が勧請した歴史ある神社であり、多くの見学者や参拝者で賑わっている。したがって、神社敷地の歴史的風致を維持し、松江城の価値と関連する要素として保護・保存に努め、松江城と歴史を共有する神社として活用を図る必要がある。

絵図や史料に描かれた船着門や搦手之虎口ノ門、木植方、足軽屋敷、用屋敷等の遺構については発掘調査等により遺構の確認を行った上で確実な保存を図るとともに、遺構表示等により城郭遺構の顕在化を図っていく。整備した遺構等については、説明板の設置や園路整備などの環境整備を行う。

北の内堀沿いに整備された散策路は、小泉八雲旧居や武家屋敷の家並みを眺めながら散策ができるよう整備された、憩いの空間になっている。この散策路が、よりよい状態で活用が図られるよう、樹木が多くジメジメしている箇所の間伐や枝払い、剪定等を行い、日照が得られる状態にする必要がある。また、堀端には、モウソウチク群が広がり景観と眺望を阻害しているので、整理する必要がある。

○活用の方法と進め方

- ・城山稻荷神社は、神社敷地の歴史的風致を維持し、松江城の価値と関連する要素として保護・保存に努め、松江城と歴史を共有する神社として活用を図る必要がある。
- ・城山稻荷神社を、よりよい状態で保護・保存・活用するため、早い時期に敷地の追加指定を行う必要がある。
- ・絵図や史料に描かれた遺構は、発掘調査等により遺構の確認を行った上で確実な保存を図るとともに、遺構表示等により城郭遺構の顕在化を図り活用していく。
- ・北の内堀沿いの散策路は、よりよい状態で活用が図られるよう適切な整備を行う。

○整備方針

城山稲荷神社を、保護・保存するため敷地を早い時期に追加指定する必要がある。

この地区には、絵図や史料に描かれた船着門や搦手之虎口ノ門、木植方、足軽屋敷、用屋敷等の遺構が存在するが、発掘調査未実施のため、実態が掴めていない。民有地の追加指定と公有地化を加速的に進めるとともに、まとまった範囲の公有地化が成された段階で、発掘調査や資料等の調査によって遺構の実態を明らかにし、その実態に則した城郭遺構の計画的な顕在化を図っていく。整備した遺構等については、説明板の設置や園路整備などの環境整備を行う。市道城山線については、民有地全体の公有地化の目途が立った段階で、関係機関と廃止等の検討をおこなっていく。ただし、史跡松江城の防災道路や、各神社、管理活用のための道路として、引き続き道路としての機能は、残さなければならない。

北の内堀沿いに整備された散策路は、よりよい状態で活用が図られるよう、樹木が多くジメジメしている箇所の間伐や枝払い、剪定等を行い、日照が得られる状態にする整備する。また、堀端には、モウソウチク群が広がり景観と眺望を阻害しているので、撤去していく。

○整備の方法と進め方

- ・城山稲荷神社を、保護・保存するため敷地を早い時期に追加指定する必要がある。
- ・民有地の追加指定と公有地化を加速的に進めていく。
- ・まとまった範囲の公有地化が成された段階で、発掘調査や資料等の調査によって遺構の実態を明らかにし、その実態に則した城郭遺構の計画的な顕在化を図っていく。
- ・整備した遺構等については、説明板の設置や園路整備などの環境整備を行う。
- ・市道城山線については、民有地全体の公有地化の目途が立った段階で、関係機関と廃止等の検討をおこなっていく。ただし、史跡松江城の防災道路や、各神社、管理活用のための道路として、引き続き道路の機能は残していく。
- ・北の内堀沿いに整備された散策路は、樹木が多くジメジメしている箇所の間伐や枝払い、剪定等を行い、日照が得られる状態にする整備する。
- ・堀端には、モウソウチク群が広がり景観と眺望を阻害しているので、撤去していく。

⑧入口地区

○活用方針

大手前や北惣門など史跡松江城の入口にあたる箇所や橋、それ以外の稲荷橋、千鳥橋は、城郭史跡のエントランス部に相応しいように景観を重視した意匠で活用する必要がある。亀田橋は、昭和になって本多静六の整備計画に則って新設された橋であるが、他の橋と同様に入口地区の構成要素として取り扱う。大手前広場の埋立は、昭和13(1938)年に実施し、戦後、昭和26(1951)年に文化財保護委員会から旧に復するよう勧告を受けている。条件が整えば、旧に復することも検討しなければならない。それまでは、史跡指定地であることが分かるように平面に表示するなどの工夫が必要である。

○活用の方法と進め方

- ・各橋梁は、城郭史跡のエントランス部に相応しいように景観を重視した意匠で活用する。
- ・亀田橋は、昭和になって新設された橋であるが、他の橋と同様に入口地区の構成要素として取り扱う。

- ・大手前広場の埋立は、条件が整えば、旧に復することも検討する。それまでは、史跡指定地であることが分かるように平面に表示するなどの工夫が必要である。

○整備方針

史跡松江城の入口にあたる大手や橋は、史跡の入口としての景観の維持、向上を図る。景観を重視した意匠で活用する必要がある。大手前広場の埋立地は、条件が整えば、旧に復することを検討し、それまでは、史跡指定地であることが分かるように平面に表示するなどの工夫をすることとする。

○整備の方法と進め方

- ・史跡松江城の入口にあたる大手や橋のうち、説明・案内板がない場所は、適切な場所に設置していく。
- ・車両の通行が可能な北惣門橋や稲荷橋については、私有地の公有地化の完了とともに、市道城山線の廃止の検討と同時に、車両の通行を制限していかなければならない。なお、北惣門橋の橋板被覆材については、車両通行の状況を踏まえて、修景的に更新を図る。
- ・大手前の内堀埋立箇所は、条件が整えば復元を図る。また、それまでは遺構平面表示を検討する。

⑨内堀地区

○活用方針

内堀地区には、埋立地が複数所在するため、条件が整えば復旧して活用を図る。それまでは、史跡範囲の平面表示などの設置を検討する。

史跡指定地内の内堀は、水質の向上に必要な維持管理と整備を行い、水に囲まれた松江城の優れた歴史的景観として保全に努めていく。内堀は、今後も遊覧船のコースとして活用を促進する。また、遊覧船の航路も動く視点場として捉え、遊覧船乗客の視点での史跡景観の向上を図っていく。

○活用の方法と進め方

- ・内堀は、水に囲まれた松江城の優れた歴史的景観として保全に努めていく。
- ・内堀は、今後も遊覧船のコースとして活用を促進する。
- ・遊覧船の航路も動く視点場として捉え、遊覧船乗客の視点での史跡景観の向上を図っていく。

○整備方針

三之丸南側以外の内堀が良好に残る中、埋め立てられている大手と小泉八雲旧居前については、旧に復することを検討しなければならないが、それまでは平面表示等により顕在化を図る。

暗渠の改修や導水等、遺構への影響がない範囲で、水質浄化に必要な整備を行うとともに、汚泥浚渫などによって水質の向上を図っていく。その場合、堀の造成地形の遺構が残存していることも想定されるので、可能な限り遺構の確認を実施する必要がある。

○整備の方法と進め方

- ・埋め立てられている大手と小泉八雲旧居前については、旧に復することを検討しなければならない

ないが、それまでは平面表示等により顕在化を図る。

- ・暗渠の改修等、遺構への影響がない範囲で、水質浄化に必要な整備を行うとともに、汚泥浚渫などによって水質の向上を図っていく。その場合、堀の造成地形の遺構が残存していることも想定されるので、可能な限り遺構の確認を実施する必要がある。
- ・遊覧船乗客の視点で、鬱蒼とした樹木を整理するなど史跡景観の向上を図る整備を計画的に実施する。

⑩三之丸地区

○活用方針

三之丸は、近世から松江藩の政庁としての機能を有し、近現代に至ってもその機能を継承している。近世の建物は、一切存在しないが、地下の一部には遺構が保存されている。これらの遺構の内、発掘調査によって確認された城郭関連遺構については、遺構表示等により顕在化を図るなど三之丸の価値の向上を目指していく。また、近世の遺構が現存する本丸並びに二之丸の眺望点として整備することで、かつて松江城と一体の空間であったことを体感できる場とする。なお、県庁建物や前庭などの近代化遺産として評価されるものについては、これらの建造物の価値の継承と活用が図れるよう関係機関と協議の上、連携して保存に努めていく。

また、重要な曲輪として保存するため、史跡の追加指定等に加え、諸条件が整った場合には、終戦直後に埋め立てられた内堀の復元等についても検討する。

○活用の方法と進め方

- ・発掘調査によって確認された城郭関連遺構については、関係機関と協議の上、遺構表示等により顕在化を図っていく。
- ・関係機関と協議の上、本丸並びに二之丸の眺望点として整備することで、かつて松江城と一体の空間であったことを体感できる場とする。
- ・近代化遺産として評価されるものについては、これらの建造物の価値の継承と活用が図れるよう関係機関と協議の上、連携して保存に努めていく。
- ・関係機関と協議の上、史跡の追加指定等を進めるとともに、諸条件が整った場合には、終戦直後に埋め立てられた内堀の復元等についても検討する。

○整備方針

三之丸は、重要な曲輪であったことを知ることができるような整備を、関係者と協議・連携して実施する。三之丸全体を保護するため、関係機関と協議の上、追加指定を検討する。

今後も発掘調査を継続し、遺構が確認された場合は、平面表示や解説板を設置するなどの整備を関係機関と協議の上進めていく。

○整備の方法と進め方

- ・調査で確認された城郭関連遺構については、関係機関と協議の上、遺構表示等により顕在化を図る。
- ・関係機関と協議の上、天守並びに二之丸の眺望点として整備することで、松江城と一体の空間であることを体感できる場とする。
- ・関係機関と協議の上、史跡の追加指定を実施する。

- ・諸条件が整った場合には、関係機関と協議の上、戦後に埋め立てられた内堀の復元等についても検討する。

①三之丸ノ内地区(御鷹部屋・御花畑・大手前を含む)

○活用方針

史跡指定地外ではあるが、江戸時代からの政庁機能をずっと継承してきた地域である。現県庁建設後、「松江城周辺の景観との調和」を基本コンセプトに、県庁関係施設の計画的な配置と建築が行われ、史跡隣接地としての景観の保全に寄与してきた経緯を重視し、その基本コンセプトの継承に努める。

また、近世には、御銀蔵、御鷹部屋、御殿や庭園も所在しており、地下遺構も現存する可能性が高いため、発掘調査を実施して遺構の解明に努める必要がある。

○活用の方法と進め方

- ・「松江城周辺の景観との調和」を基本コンセプトに、計画的に建設された図書館、武道館、県民会館は価値の継承に努めるとともに、関係機関と協議の上、その保存と活用を図っていく。
- ・必要に応じて学術調査を実施するなど、近世遺構の実態の解明を図っていく必要がある。確認された遺構は、保存した上で、平面表示や解説板の設置などで活用を図る必要がある。

○整備方針

御花畑や御銀蔵、御鷹部屋の遺構は、全体像がつかめていないため、学術調査を実施するなど、近世遺構の実態の解明を図っていく必要がある。確認された遺構は、保存した上で、平面表示や解説板を設置する必要がある。

○整備の方法と進め方

- ・発掘調査や史料調査によって、御花畑や御銀蔵、御鷹部屋の遺構の実態を解明していく。
- ・「松江城周辺の景観との調和」を基本コンセプトとし、近代建築群や庭園などを活かしつつ、松江城に隣接する藩邸エリアとしての整備に努める。なお、整備にあたっては、関係機関との協議の上、連携を図っていく。

(4) 整備事業の進め方

①計画的・総合的な整備

史跡松江城はその大半が公有地化されているが、本来の縄張の範囲において未指定地や民有地も存在する。公有地化や土地の追加指定に時間を要するもの、近隣住民の生活に配慮を要するもの、宗教活動の場として尊重するもの、土地の所有が明確でないものなど、多様な条件の中で保存や整備を推進していかなければならない。

このため、整備は、公有地化や発掘、資料等の調査の進捗状況、さらに緊急性や保存のための必要な条件が整っているなどの状況に応じて、計画的・総合的に進めることとする。

また、石垣等の規模が大きく全体を一度に整備するのが困難な場合や、整備に長い期間を要する場合には、公開・活用のための諸事業と調整を図りながら、順次整備を進めていく。

②整備・活用のための組織づくり

保存のための維持管理的な措置を行う場合を除き、史跡の整備については、今後も専門家の指導や文化庁、島根県の助言を踏まえながら実施していく。